

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第90条の規定により公告する。

令和7年8月25日

島根県病院事業管理者 山口修平

1 入札案件

（1）品名、規格及び予定数量

医薬品 タコシール組織接着用シート(9.5cm×4.8cm)外133品目の医薬品（詳細は入札説明書による。）

（2）契約期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

（3）納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

（4）入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で入札品目それぞれの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（4）物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「薬品類」、小分類「医療薬品」に登録された者であること。

（5）島根県が行う物品の売買、借入等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

（6）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（7）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。

（8）医薬品のうち麻薬及び向精神薬については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づき、麻薬卸売業者の免許を受けた者であること。

（9）本公告に示した医薬品を本院が指定する日時に直接納入でき、かつ、緊急時には短時間で納入できる場所に事業所（支店、営業所等）を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院 事務局経営部業務課
電話 0853-30-6430

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年8月25日から同年9月5日までの間、(1)の場所において交付する(交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月18日 午前9時00分
イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額(契約期間に係る総支払予定金額)の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(契約期間に係る総支払予定金額)の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除にあたっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) 島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とすること。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。